

鈴鹿医療科学大学

平成 22 年度 再評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、鈴鹿医療科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 20(2008)年度の認証評価において、基準 5「教員」において、設置基準に定められる必要専任教員数のうち、数年にわたり必要な教授数を満たしていない学科があった。

また、FD(Faculty Development)については、大学執行部におけるその意義と必要性に対する認識が十分とはいえないこと、「鈴鹿医療科学大学教育開発 (FD 推進) 委員会規程」に基づいた運営がなされていないことなど、教学上の重大な問題として基準を満たしていないと判定した。

この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 3 年以内に改善が可能であると判断し、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 22(2010)年度に基準 5 について、平成 20(2008)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項について改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員の採用・昇任については基準が明確に示され周知徹底が図られており、かつ適正に運用されている。また、教員の担当コマ数の平準化については、組織改革予定の変更などから保健衛生学部の一部の学科においては、いまだ検討過程の段階である。

医療福祉学科の教授数の不足については、外部からの採用に加えて内部の准教授 2 人が

教授に昇任したことにより、改善された。これにより、設置基準に求められる必要専任教授数を満たしている。

FD(Faculty Development)については「FD 推進委員会」が中心になって活動が行われ、平成 20(2008)年度から年数回の FD 講演会、シラバス検討のワークショップなどが開かれている。また、学生の授業評価結果の公開などにより、教育の質の保証と適正化を目指し、教育の改善に取り組んでいる。今後もこうした活動が継続、強化されることを期待したい。

